

## 答 申

### 1 審査会の結論

長崎県警察本部長が、「平成 年 月 日発生、 での私に係る交通事故の現場写真と調書作成時に使用した交通事故現場見取図」を内容とする開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件不開示決定は、妥当である。

### 2 不服申立て（審査請求）に至る経緯

(1) 審査請求人は、平成17年2月17日付けで、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、「平成 年 月 日発生、 での私に係る交通事故の現場写真と調書作成時に使用した交通事故現場見取図」という開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、平成17年2月28日付けで、次の理由を付して、条例第10条の規定に基づき、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公文書の存否を明らかにしない理由）

本件開示請求に係る公文書は、特定個人の交通事故に関するものであり、当該公文書が存在するか否かを答えるだけで、請求に係る特定個人の交通事故があったかどうかという事実が明らかになり、条例第7条第1号に該当する不開示情報を開示することになるため。

(3) 審査請求人は、平成17年5月6日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である長崎県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「不開示処分を取り消し、全ての開示を求める。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書、意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 交通事故の示談交渉に必要。交通事故の現場見取図が実際と異なるため、現場写真と調書作成時に使用した交通事故現場見取図が必要。
- (2) 本件請求に係る情報は、個人情報であるが、請求者本人に関する情報であり、本人の権利利益を害するおそれは全くない。
- (3) 大きな事故にもかかわらず、検察に提出されている書類には「現場写真」が添付されておらず、「実況見分調書」自体が事実無根のため、「現場写真と調書作成時に使用した交通事故現場見取図」の公開を求めます。

### 4 諮問実施機関の主張の要旨

諮問実施機関の主張は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件開示請求に係る公文書及び記載内容について

本件開示請求に係る公文書については、一般に交通事故の発生を認知した際に警察が行う交通事故事件捜査において作成する「実況見分調書」及び「現場写真」と認められる。また、これらの公文書には、当該交通事故の関係者の住所、氏名、年齢や関係車両の登録番号などの個人を識別することができる情報が記載されている。

#### (2) 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定個人を識別できるもの（以下「4 諮問実施機関の主張の要旨」において「個人情報」という。）を不開示情報と規定している。

本件開示請求に係る公文書については、上記のとおりその内容が個人情報に

該当することはもちろん、請求内容そのものが個人を特定しての請求であり、その存否自体が特定個人に係る交通事故の有無及び警察の事故捜査の有無という個人情報に該当すると認められる。

なお、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウに該当すれば、同号から除外されることとなるが、本件開示請求に係る公文書を公にすることとする法令等又は慣行はなく、現に公衆が知り得る状態におかれている実態もないこと、人の生命、健康等の保護のため公にする必要性は認められないこと、公務員の職務の遂行に係る情報ではないことから、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

### (3) 条例第10条を根拠に拒否した理由

条例第10条には、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定されており、上記(2)で説明したように、本件開示請求に係る公文書の存否自体が「特定個人に係る交通事故の有無及び警察の事故捜査の有無」という条例第7条第1号に規定する不開示情報に該当し、当該公文書の存否を答えるだけでこれを開示することとなるため、条例第10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した。

### (4) 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は「本件開示請求に係る情報は、個人情報であるが、請求者本人に関する情報であり、本人の権利利益を害するおそれは全くない。」と主張しているが、条例の開示請求制度は、すべての開示請求者に対して、開示請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、開示請求の対象となった公文書の中に開示請求者本人の情報が記録されている場合であっても、開示請求者が誰であるかは考慮されず、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱うこととなる。したがって、開示請求者の請求内容が、開示請求者本人に関する内容であったとしても、第三者からの開示請求と同様に取り扱わなければならないことから、開示決定等の判断に影響を与えるものではない。

### (5) 諮問実施機関の判断

上記により、実施機関が、本件開示請求について、条例第10条を根拠とし

て本件処分を行ったことは妥当である。

## 5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### (1) 本件開示請求に係る公文書について

諮問実施機関の説明によれば、本件開示請求に係る公文書は、一般的に、交  
通事故の発生を認知した際に警察が行う交通事故事件捜査において作成する  
「実況見分調書」及び「現場写真」であり、それらの公文書には、当該交通事  
故の関係者の住所、氏名、年齢や関係車両の登録番号などの個人を識別するこ  
とができる情報が記録されている。

### (2) 存否応答拒否について

条例第10条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在して  
いるか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示する  
こととなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該  
開示請求を拒否することができる旨を規定しており、実施機関は、この規定に  
基づき、本件開示請求を拒否している。

したがって、当審査会では本件開示請求に係る公文書が存在しているか否か  
を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるかどうかについて検討を行  
った。

条例第7条第1号本文では、特定の個人を識別することができる情報などを  
不開示情報と規定し、同条同号ただし書で、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定さ  
れている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であ  
ると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係  
る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行  
の内容に係る部分

については、特定の個人を識別することができる情報であっても開示するもの

と規定している。

前述のとおり、「実況見分調書」及び「現場写真」には、個人の交通事故に関する情報が記載されるものであることから、個人を特定した本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人の交通事故が実施機関において交通事故事件捜査として扱われたか否かという情報を答えることであり、条例第7条第1号本文の特定の個人を識別することができる情報を開示することと同じであると認められる。

また、特定の個人についての交通事故事件捜査に関する「実況見分調書」及び「現場写真」が存在しているか否かに関する情報は、法令等の規定や慣行により公にされている情報などには当たらず、条例第7条第1号ただし書のア、イ及びウのいずれにも該当しないことも認められる。

したがって、特定の個人についての交通事故事件捜査に関する「実況見分調書」及び「現場写真」が存在しているか否かを答えることは、条例第7条第1号の不開示情報を開示することと同じことになるので、実施機関が条例第10条の規定を根拠として本件処分を行ったことは妥当である。

### (3) 本人からの開示請求について

審査請求人は、「本件請求に係る情報は、個人情報であるが、請求者本人に関する情報であり、本人の権利・利益を害するおそれは全くない。」と主張している。

条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度である。開示決定等の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されるものではなく、開示請求者が自らに関する情報について開示を求める場合であっても、開示請求者以外の第三者が開示を求める場合と同じ取扱いをするものである。その開示請求者に関する情報が不開示情報であったり、応答すれば不開示情報を開示することと同じ結果になる場合には、いずれも開示されないものである。

以上のことから、上記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 附言

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で開示決定等を行うべきであるが、存否応答拒否は、その例外として公文書の存否自

体を明らかにしないで開示請求を拒否するという特殊な取扱いである。

条例第1条では、「県の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進する。」と規定している。当審査会は、条例の目的を達成するために、実施機関に対し、できる限り存否応答拒否を行うことにならないよう、開示請求に当たっては、請求者に対して条例の制度等を十分に説明するとともに、開示請求書の作成の際は、個人を特定した請求内容を避けるなどの適切な助言に努めることを要請するものである。

## 7 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

### 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成17年5月26日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成17年6月9日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成17年7月11日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成18年6月9日	・ 審査会（審査）
平成18年7月14日	・ 審査会（審査）
平成18年10月4日	・ 答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
生 野 正 剛	長崎大学環境科学部教授	会長
伊 佐 智 子	長崎純心大学人文学部現代福祉学科講師	
梅 本 國 和	弁護士	会長職務代理者
高 橋 千ヨノ	長崎県新生活運動協議会主幹	
峠 憲 治	長崎新聞社情報メディア室長兼論説委員	